

チュニジア
意匠令(手数料)

意匠に関する手数料の額を定める 2001 年 8 月 27 日の命令 No. 2001-1985

施行：2001 年 8 月 31 日

目次

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

付属：意匠に関する手数料の額

第 1 条

2001 年 2 月 6 日の法律 No. 2001-21 第 6 条, 第 9 条, 第 10 条, 11 条, 第 14 条, 第 15 条及び第 16 条に規定する意匠に関する手数料の額は, 本令に付属する表により定める。手数料の額は, 付加価値税を含まない。

第 2 条

第 1 条にいう手数料は, 1998 年 11 月 2 日の命令 No. 98-2133 に付属する表「D」に定める手続に従って徴収する。

第 3 条

本令に反するすべての従前の規定, なかんづく前掲の 1998 年 11 月 2 日の命令 No. 98-2133 に付属する表「C」は廃止される。

第 4 条

財務大臣及び産業大臣は, それぞれの権限の範囲内で, チュニジア共和国官報において公告される本令の施行について責任を有する。

付属：意匠に関する手数料の額

業務の内容	ディナールの額
意匠の寄託。数及び保護期間の如何を問わない。	53
意匠の公告の延期	20
1 番目から 20 番目までの同一の宣言に言及される意匠による保護	
1. 保護期間又は 5 年の保護期間延長について	39
2. 保護期間又は 10 年の保護期間延長について	46
3. 15 年の保護期間について	54
21 番目から 50 番目までの同一の宣言に言及される意匠による保護	
1. 保護期間又は 5 年の保護期間延長について	36
2. 保護期間又は 10 年の保護期間延長について	42
3. 15 年の保護期間について	49
他国における先の寄託の優先権の主張。優先権ごとに。	20
寄託意匠に付随する権利を修正又は移転する行為の記入	62
意匠登録簿への記入事項の写しの交付	10
意匠寄託の権利放棄。意匠ごとに。	23
記入された意匠寄託の修正の記入	6
取消の撤回	30